

山梨県公報

第二千八百三十九号

平成三十年

十一月十五日

木曜日

目次

告示

- 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定……………五六一
- 道路の区域変更……………五六一
- 道路の供用開始(二件)……………五六一

公告

- 山梨東部地域森林計画の案の縦覧……………五六二
- 富士川上流地域森林計画の変更案の縦覧……………五六二

告示

山梨県告示第三百三十七号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県森林環境部大気水質保全課及び山梨県中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年十一月十五日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定する区域 南アルプス市宮沢字西宮沢三百一番二及び同市荊沢字東裏千六百番五の各一部
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 土壤汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

山梨県告示第三百三十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路

路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成三十年十二月六日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年十一月十五日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 韮崎昇仙峡線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長
	旧	新		
甲斐市上福沢字孫目五三六番地先から 甲斐市上福沢字孫目五四四番一地先まで	六・九 一五・〇	七・二 二一・七	八〇・〇	八〇・〇

山梨県告示第三百三十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成三十年十二月六日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年十一月十五日

山梨県知事 後 藤 齋

道路の種類	路線名	区 間	延 (メートル)長	供用開始の 期日
県道	甲府韮崎線	甲斐市龍地字大滝六四六〇番 一地先から 甲斐市龍地字滝ヶ池六四九三 番一地先まで	三六四・〇	平成三十年 十一月十五 日

山梨県告示第三百四十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成三十年十二月六日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年十一月十五日

山梨県知事 後藤 斎

道路の種類	路線名	区	間	延(メートル)長	供用開始の期日
道 一般国	四百十一号	甲州市塩山上萩原字萩原山四七八三番一地从先	甲州市塩山上萩原字萩原山四七八三番一地从先	二〇七・〇	平成三十年十一月十五日

公 告

● 山梨東部地域森林計画の案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定により山梨東部地域森林計画を定めるので、当該計画の案を山梨県富士・東部林務環境事務所において、平成三十年十一月十六日から同年十二月十日まで縦覧に供する。なお、当該計画の案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、山梨県知事に対し、理由を記載した文書を提出して意見を申し立てることができる。

平成三十年十一月十五日

山梨県知事 後藤 斎

● 富士川上流地域森林計画の変更案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により富士川上流地域森林計画を変更するので、当該計画の変更案を山梨県中北林務環境事務所及び山梨県峡東林務環境事務所において、平成三十年十一月十六日から同年十二月十日まで縦覧に供する。なお、当該計画の変更案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、山梨県知事に対し、理由を記載した文書を提出して意見を申し立てることができる。

平成三十年十一月十五日

山梨県知事 後藤 斎